

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

昭和51年4月から52年3月の国民年金保険料は、市役所で納付した。私の国民年金手帳には「国民年金保険料徴収カード」が貼付され、それに申立期間の保険料を納付した旨の記帳・押印がされているのに、当該期間の保険料が未納とされていることに納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間当時作成されたものと認められる「国民年金保険料徴収カード」が記帳・貼付されており、申立期間を含め、申立期間当時在職していた役場職員の私印による確認印が押印されていることが確認できる。

また、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間12か月のうち、昭和51年4月から同年12月までは前年度から引き続き厚生年金保険の被保険者期間であるため、51年4月から同年12月までは国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月から 36 年 1 月まで  
(県外 A 社)  
② 昭和 38 年 5 月から 45 年 8 月まで  
(県外 B 社)  
③ 昭和 45 年 9 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで  
(C 社)

私は、申立期間①において県外 A 社、申立期間②において県外 B 社、申立期間③においては C 社に勤務していたが、申立期間①及び②については厚生年金保険の記録が無く、申立期間③についてはその一部のみしか厚生年金保険の記録が無いとされた。

給与明細書等の資料は残っていないが、それぞれの申立期間について厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

A 社は申立期間①当時に厚生年金保険適用事業所であったが、同社を承継する D 社には当時の申立人の勤務及び保険料控除等に係る資料が既に無いほか、申立人は当時の同僚の名前を覚えていないため、同僚からの証言が得られない。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①を含む昭和 35 年から 36 年までの A 社における厚生年金保険の資格取得状況を調査したところ、被保険者整理番号は欠番が無く連続しているが、申立人が被保険者資格を取得している形跡は無い。

B 社は申立期間②当時に厚生年金保険適用事業所であったが、同社を承継する E 社に確認したところ、「申立人が名前を挙げた B 社における同僚 2 人の昭

和 38 年当時の標準報酬月額算定基礎届は残っているが申立人のものは見当たらないほか、43 年当時から勤務している社員も申立人の名前を知らなかった。」としており、当時の申立人の勤務及び保険料控除等に係る資料も無い。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②を含む昭和 38 年から 45 年までの B 社における厚生年金保険の資格取得状況を調査したところ、被保険者整理番号は欠番が無く連続しているが、申立人が被保険者資格を取得している形跡は無い。

申立期間③に係る C 社は、当時の元妻及び同僚の証言により、申立人が同社を経営していたことが確認でき、さらに、社会保険庁の記録では、同社が昭和 45 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。しかし、C 社は法人となる 46 年 6 月 18 日までの間は個人事業所であったことが法人登記簿により確認できることから、この間、個人事業主であった申立人は厚生年金保険に加入することができない。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票により、C 社が適用事業所となった昭和 45 年 9 月から全喪となる 47 年 3 月までの厚生年金保険の資格取得状況を調査したところ、被保険者整理番号は欠番が無く連続しているが、申立人が 47 年 2 月 1 日の資格取得日以前に被保険者資格を取得している形跡は無い。

さらに、申立人は、申立期間③において、国民年金に加入し保険料の免除申請をしていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月1日から49年8月1日までの期間及び49年11月1日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年6月20日から平成3年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月1日から49年8月1日まで  
(A事業所)  
② 昭和49年11月1日から同年12月1日まで  
(A事業所)  
③ 昭和50年6月20日から平成3年1月1日まで  
(B事業所)

私は、申立期間①及び②について、昭和46年12月1日から49年12月1日まで継続してA事業所に勤務していたが、社会保険事務所から申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされた。また、申立期間③については、社会保険庁の標準報酬月額記録は実際にもらっていた給与と比べ少なすぎるので、調査した上で正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る昭和49年8月1日から同年11月1日までの間の申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、同事業所は申立期間①において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間①において、A事業所の厚生年金保険被保険者を確認したが、昭和49年8月1日以前に同事業所で厚生年金保険被保険者となっている者は確認できない。

さらに、申立期間①及び②について、A事業所において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、

所得税源泉徴収票などの資料が無い。

申立期間②においては、A事業所で保管されていた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同事業所に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和49年11月1日となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③のうち、昭和51年2月から平成2年2月までの期間は、B事業所が保管している給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険事務所の標準報酬月額の記録は一致している。

また、給与明細書等が確認できない申立期間についても社会保険事務所の標準報酬月額の記録に不自然さは無く、適正に処理されていると推認できる。

これまで収集した関連資料及び周辺事情について総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。